

災害時におけるクロレラの調達に関する協定

亀 岡 市

サン・クロレラジャパン株式会社

災害時におけるクロレラの調達に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と、サン・クロレラジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、亀岡市において地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における乙の甲に対する物資の供給等の支援協力に関して、その必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、亀岡市地域防災計画に基づく災害対策本部を設置し、又は同計画に基づく配備体制をとった場合で、必要があると認めるときに、乙に対して必要な協力を要請することができる。

2 甲の乙に対する協力要請は、物資供給要請書（別記様式1）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の種類）

第3条 救援物資の種類は次のとおりとする。

- （1）サン・クロレラA粒（1500粒）
- （2）サン・クロレラAパウダー（6g×30袋）
- （3）サン・クロレラAパウダー for Cooking（3g×30袋）
- （4）その他のクロレラ製品

（引渡し）

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、在庫状況等に応じて可能な対応を行うこととし、その内容については甲乙協議の上で決定するものとする。

2 乙は、第2条の規定により要請を受けた時は、その社員をして甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、状況に応じ、運搬方法及び引き渡し場所等を、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し物資供給完了書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で報告し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、この協定に基づく物資の供給に要した物資の代金及び運搬等の経費を負担する。尚、経費の算出方法については、災害時発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 費用の支払方法及び支払時期は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第6条 第4条の規定に基づき対応に従事した乙の社員が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(担当責任者の通知等)

第7条 甲乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。尚、担当責任者を変更したときも同様とする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙がクロレラ等の供給をする際には、車両を優先車両として通行できるように配慮する。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までにいずれか一方から書面により更新をしない旨の通知がない場合は、この協定は1年間更新され、以後も同様とする。

(規定外事項)

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月17日

甲 京都府亀岡市安町野々神8
亀岡市長 桂 川 孝 裕

乙 京都市下京区烏丸通五条下る大坂町369
サン・クロレラジャパン株式会社
代表取締役 中 山 太

(別記様式1)

令和 年 月 日

物 資 供 給 要 請 書

(宛先) サン・クロレラジャパン株式会社

亀 岡 市 長

1. 必要とする物資、数量及び運搬先

物 資 の 種 別	数 量	運 搬 先

(取扱担当) 亀岡市災害対策本部

部 ・ 課

担 当 者

電話番号

(別記様式2)

令和 年 月 日

物 資 供 給 完 了 書

(宛名) 亀 岡 市 長

サン・クロレラジャパン株式会社

1. 供給した物資、数量及び運搬先

物 資 の 種 別	数 量	運 搬 先

(取扱担当) サン・クロレラジャパン株式会社

部 署

担 当 者

電話番号